

船舶インシデント調査報告書

令和元年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成31年3月22日 08時20分ごろ
発生場所	長崎県松浦市今福港北東方沖 金井埼灯台から真方位335° 1.1海里付近 （概位 北緯33° 23.3′ 東経129° 46.8′）
インシデントの概要	押船第八栄伸丸は、起重機船第八栄伸丸を押航中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年7月3日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八栄伸丸、19トン 292-39586長崎、鷹島建設株式会社 ディーゼル機関、4サイクル、出力735.50kW、回転数毎 分720、6気筒、ボア250mm、使用燃料A重油 B 起重機船 第八栄伸丸、約1,335トン なし、鷹島建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過等	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、B船を押航中、船長Aが、機 関室から異音がして煙突から白煙が出たので主機を停止し、白煙が出 た原因を調べたが分からなかったため、航行不能と判断し、投錨して 船舶所有者に連絡した後、タグボートで長崎県平戸市の造船所にえい 航された。 A船は、開放点検の結果、燃料タンク底部に水がたまっていること が判明した。 船長Aは、平成30年1月ごろから船長としてA船に乗り組んで以 降、燃料タンクのドレン抜き及び燃料フィルタの清掃を実施していな かった。
分析	A船は、燃料タンクのドレン抜きが定期的に行われていない状況 下、B船を押航中、同タンク底部にたまった水が燃料系統に混入した ことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考え られる。
原因	本インシデントは、A船が、燃料タンクのドレン抜きが定期的に行

	<p>施されていない状況下、B船を押航中、同タンク底部にたまった水が燃料系統に混入したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・燃料系統には、結露等により水分が混入することがあるので、定期的にドレン抜きを行うとともに、燃料タンクの清掃を行うこと。